

運 行 管 理 規 程

令和 年 月 日 制定

令和 年 月 日 改正

住 所
会 社 名
代 表 者 名

第 1 章 総 則

（目 的）

第1条 この規程は、運行管理に関する基本的な事項を定め、もって安全運行の確立を図ることを目的とする。

（運行管理の組織）

第2条 運行管理の組織は次のとおりとする。

- (1) 運行管理担当役員（以下「担当役員」という。）は、運行管理に関し会社全体を統括する。
- (2) 運行管理者（以下「管理者」という。）は、担当役員の指示により運行管理業務全般について処理するものとする。
なお、同一営業所に複数の管理者を置く場合は、管理者の中から統括運行管理者を選任し、以下の管理者の行った業務についての責任を負うものとする。
- (3) 管理者の補助者（以下「補助者」という。）は、管理者が不在等のため業務を行うことができない場合に、管理者の指示により運行管理業務の補助を行うものとする。
- (4) 管理者は、運転者および運転の補助に従事する従業員（以下「乗務員」という。）に対し、関係法令、社内規則および管理者または補助者（以下、「管理者等」という。）の指示を忠実に遵守させ、輸送の安全確保に努めさせなければならないものとする。

（運行管理者の選任等）

第3条 管理者の選任は、営業所ごとに別表に示す数に従い、次条の基準に適合する者のうちから担当役員が辞令または口頭をもって任命するとともに、選任した管理者の氏名を社内の見易い場所に掲示して全職員に周知徹底するものとする。

- (2) 同一営業所に複数の管理者を置く場合は、それぞれの職務分担を明確にしておくものとする。
- (3) 管理者（統括管理者を含む）を選任または解任した場合は、貨物自動車運送事業法第18条第3項に基づき、遅滞なく（1週間程度）営業所の所在地を管轄する運輸支局長に届け出なければならない。

（管理者の選任基準）

第4条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから選任するものとする。

- (1) 運行管理者資格者証（以下、「資格者証」という。）の交付を受けた者。
- (2) 運行管理者試験に合格した者と同等以上の知識および能力を有すると国土交通大臣の認定を受け、かつ、資格者証の交付を受けた者。

（補助者の選任等）

第4条の2 補助者を選任する場合は、貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第18条第3項に定める（資格者証の交付を受けている者または国土交通大臣が認定した講習を終了した者のうちから補助者を選任することができる）者のうちから担当役員が辞令または口頭をもって任命すると共に、選任した補助者の氏名を社内の見易い場所に掲示して全職員に周知徹底するものとする。

（管理者および補助者の勤務時間等）

第5条 管理者等の勤務時間は、就業規則によるものとする。ただし、事業用自動車（以下「車両」という。）の運行中は、管理者等のうち1人が必ず営業所に勤務していなければならないものとする。なお、「1T点呼」や「遠隔点呼」、「自動点呼」を実施している「被1T点呼」、「被遠隔点呼」、「被自動点呼」実施営業所においてはこの限りではない。

- (2) 同一営業所に複数の管理者等を置く場合は、職務分担および交番表等により勤務時間を明確にしておくものとする。

(管理者と補助者との関係)

第6条 管理者は、補助者に対して補助させる運行管理業務の範囲および執行方法を明確に指示するものとする。

(2) 管理者は、補助者の行った運行管理業務内容を把握するとともに、その処理した事項について責任を負うものとする。

(3) 補助者は、運行管理業務に関し処理した事項を速やかに管理者に報告しなければならない。

ただし、次に該当するおそれがあることが確認された場合には、ただちに運行管理者に報告し、運行の可否の決定等について指示を受け、その結果に基づき各運転者に対し指示するものとする。

- ① 運転者が酒気を帯びている
- ② 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全運転をすることができない
- ③ 無免許運転、大型自動車等無資格運転
- ④ 過積載運行
- ⑤ 最高速度違反行為

(4) 管理者は、補助者に対する指導および監督を行うものとする。

第 2 章 権 限 お よ び 職 務

(権 限)

第7条 統括運行管理者は、この規程に定める運行管理を統括するものとする。

(2) 管理者は、この規程に定める職務を遂行するために必要な指揮命令権を有するものとする。

(3) 管理者は、安全運行の確保に関する必要な事項を担当役員に助言することができるものとする。

(4) 担当役員は、管理者から助言があったときはこれを尊重しなければならない。

(職 務)

第8条 管理者は、安全規則第20条に規定する事項およびこの規程に定める事項について誠実公正にその職務を遂行しなければならない。

(運転者の確保)

第9条 管理者は、業務の形態、運行の実態等を勘案し、安全運行を確保するために必要な乗務員の確保について、担当役員に実情を報告し、その処置を求めるものとする。

(運転者の採用)

第10条 運転者を採用する場合は、管理者は人事担当者に協力するものとする。

(運転者等台帳の作成)

第11条 管理者は、次の各号に掲げる事項を記載した運転者等台帳を作成し、これを当該運転者の所属する営業所に備えておかなければならない。

- ① 作成番号および作成年月日
- ② 事業者の氏名または名称
- ③ 運転者の氏名、生年月日および住所
- ④ 雇入れ年月日および運転者に選任された年月日
- ⑤ 運転免許証の番号および有効期限
- ⑥ 運転免許の年月日および種類ならびに条件が付されている場合は当該条件
- ⑦ 事故を引き起こした場合（第一当事者の場合）または道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合等は、違反の種別、年月日および場所等、その概要
- ⑧ 運転者の健康状態
- ⑨ 安全規則第10条第2項の規定に基づく指導の実施および適性診断の受診状況

⑩ 運転者等台帳の作成前6ヶ月以内に撮影した単独、上三分身・無帽・正面・無背景の写真

⑪ その他必要な事項

(2) 運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合は、直ちにその年月日および理由を記載し、3年間保存しなければならない。

(運転者として選任された者以外の者の運転禁止)

第12条 管理者は、運転者として選任されていない者および無資格者に車両を運転させてはならない。

(乗務員に対する指導および監督)

第13条 管理者は、輸送の安全と荷主の利便確保のため、国土交通大臣が告示で定めた「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」により、誠実にその職務を遂行するよう絶えず運転者に対する適切な指導および監督をしなければならない。

(2) 国土交通大臣が告示で定めた「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」により、次の各号に掲げる運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導および監督を行い、その記録を3年間保存しなければならない。

① 指導教育を実施した日時、場所および内容

② 指導を行った者および受けた者

(3) 管理者は、国土交通大臣が認定する、それぞれ運転者に応じた適性診断を受けさせなければならない。

① 死者または負傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号、第3号または第4号に掲げる傷害を受けた者）が生じた事故を引き起こした者

② 運転者として新たに雇い入れた者

③ 高齢者（65歳以上の者）

(点呼等の実施)

第14条 管理者等は、品位と規律を保ち厳正な点呼を行わなければならない。

また、運行管理者が行う点呼は、当該営業所において点呼を行うべき総回数の3分の1以上でなければならない。

(2) 点呼は、業務前点呼、業務後点呼および中間点呼とし、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等、目視による確認とあわせ、アルコール検知器（国土交通大臣が告示で定めるもの）を用いて「酒気帯びの有無」の確認を行わなければならない。

(3) この規程による「酒気帯び」とは、道路交通法施行令第44条の3に規定する血液中のアルコール濃度0.3mg/mℓまたは呼気中のアルコール濃度0.15mg/ℓ以上であるか否かに関わらずアルコール検知器で検知された場合すべてをいう。

(業務前点呼)

第15条 管理者等は、車両の乗務を開始しようとする運転者に対し、次の各号により業務前の点呼を行うものとする。

① 原則として個人別に行うこと。

② 遅くとも出発の10分前までに行うこと。

③ 当該運転者が所属する営業所の定められた場所で運転者との対面もしくは対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法、その他の方法により行うこと。

④ アルコール検知器により、「酒気帯びの有無」を確認すること。

⑤ 業務前に行う日常点検結果の確認をすること。

⑥ 運転者より、疾病疲労、睡眠不足等その日の心身状況を聴取するとともに、本人の健康状態および服装等を観察してサービスの適否を確認すること。

- ⑦ 疾病、疲労、睡眠不足、酒気帯び、その他の理由により運転に不適切であると認め、またはその旨本人から申し出があったときは、運転者の交替その他適切な処置を講じ、その者を乗務させないこと。
 - ⑧ 天候、道路状況、経路および作業内容を考慮し、安全運行に必要な指示を行うこと。
 - ⑨ 運転免許証、自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証、その他業務上の定められた帳票、必要な金銭等の携行品の有無を確認するとともに、業務記録の用紙を運転者に交付すること。また、業務前後の点呼がいずれも、対面でなく電話その他の方法で点呼をする場合の運行には、所定事項を記入した運行指示書およびアルコール検知器を携行させること。
2. 点呼の実施結果について、次に掲げる事項を具体的に記録するとともに、管理者等が交替するときは引継を確実に行うこと。
- ① 点呼の執行者の氏名
 - ② 運転者の氏名
 - ③ 運転者が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号または車両番号、識別できる表示等（社内呼び記号）
 - ④ 点呼の日時
 - ⑤ 点呼の方法
 - イ アルコール検知器の使用の有無
 - 対面でない場合は具体的方法
 - ⑥ 酒気帯びの有無
 - ⑦ 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況
 - ⑧ 日常点検の状況
 - ⑨ 指示事項
 - ⑩ その他必要な事項

（業務後点呼）

第16条 管理者等は、乗務を終了した運転者に対し、次の各号により業務後点呼を行うものとする。

- (2) 帰着後速やかに行うこと。
- (3) 当該運転者が所属する営業所の定められた場所で運転者との対面もしくは対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法、その他の方法により行うこと。
- (4) 車両、道路および運行の状況について報告を求めること。
- (5) アルコール検知器により、「酒気帯びの有無」を確認すること。
- (6) 前項の報告に基づき、安全運行を確保するために必要と認めた事項についての注意、指示の実施状況を確認すること。
- (7) 業務記録その他業務上定められた帳票、金銭および携行品を提出させ、これを点検すること。
- (8) 翌日の勤務等について指示を与えること。

2. 点呼の結果について、次の事項を具体的に記録するとともに、管理者等が交替するときは引継を確実に行うこと。

- ① 点呼執行者の氏名
- ② 運転者の氏名
- ③ 運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号または車両番号、識別できる記号等（社内呼び記号）
- ④ 点呼の日時
- ⑤ 点呼の方法
 - イ アルコール検知器の使用の有無
 - 対面でない場合は具体的方法
- ⑥ 酒気帯びの有無
- ⑦ 車両、道路および運行の状況

- ⑧ 交替運転者に対する通告
 - ⑨ その他必要な事項
3. 前項の報告に関し、他の運転者または整備管理者に関係のある事項については、それぞれの関係者に通知または適切な指示をするとともに、特に異例な事項については担当役員に報告するものとする。

（中間点呼）

第17条 管理者等は、第15条第1項および第16条第1項に規定する点呼（業務前点呼および業務後点呼）のいずれも対面でなく電話その他の方法で点呼をする運行の乗務を行う運転者に対し、次の各号により中間点呼を行うものとする。

- (1) 乗務途中の定められた場所で電話等運転者と直接対話できる手段により運行を停止して行うこと。
 - (2) 携行しているアルコール検知器により、酒気帯びの有無の確認と報告を求めること。
 - (3) 車両、道路および運行の状況について報告を求めること。
 - (4) 前項の報告に基づき、安全運行を確保するために必要と認めた事項について注意、指示を与えること。
 - (5) 運行指示書により、これからの運行計画等の再確認（再指示）を行い、内容に変更ある場合には運転者へ確実に伝達を行うこと。
 - (6) 本人から健康状態等の異状の申し出があったときは適切な処置を講じ、状況によりその者を乗務させないこと。
2. 点呼の結果について次の事項を具体的に記録するとともに、管理者等が交替するときは引き継ぎを確実にすること。
- ① 点呼執行者の氏名
 - ② 運転者の氏名
 - ③ 運転者が従事している運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号または車両番号、識別できる記号等（社内呼び記号）
 - ④ 点呼の日時
 - ⑤ 点呼の方法
 - イ アルコール検知器の使用の有無
 - ロ 対面でない場合は具体的方法
 - ⑥ 酒気帯びの有無
 - ⑦ 運転者の疾病、疲労等、睡眠不足の状況
 - ⑧ 指示事項
 - ⑨ その他必要な事項
3. 前項の報告に関し、整備管理者等に関係のある事項については、それぞれの関係者に通知するとともに、特に異例な事項については担当役員に報告するものとする。

対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法について、点呼告示第7条第12号、第11条第1項第16号及び同条第2項第13号に基づきあらかじめ定めた点呼実施場所について、以下のとおり記録するよう指導すること。

（例）〇〇県××市 △△（実施地点概要：車内、宿泊施設名等）

（IT点呼）

第18条 同一事業者内のGマーク営業所において、点呼告示に規定する方法以外の方法により、営業所間、営業所と車庫間又は車庫と車庫間で行う点呼及びなお書きの営業所において点呼告示に規定する方法以外の方法により、営業所と当該営業所の車庫間又は営業所の車庫と当該営業所の他の車庫間で行う点呼（以下「IT点呼」という。）は以下に定めるところにより実施すること。

Ⅰ T点呼の実施方法

- (1) 運行管理者等は、Ⅰ T点呼を行う営業所（以下「Ⅰ T点呼実施営業所」という。）又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理するⅠ T点呼機器（Ⅰ T点呼において使用する機器をいう。以下同じ。）を使用しⅠ T点呼を行うこと。なお、Ⅰ T点呼の際、運転者等の所属する営業所名及び 運転者等のⅠ T点呼実施場所を確認すること。
- (2) 運転者等は、Ⅰ T点呼を受ける運転者等が所属する営業所（以下「被Ⅰ T点呼実施営業所」という。）又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理するⅠ T点呼機器を使用しⅠ T点呼を受けること。
- (3) 点呼は対面により行うことが原則であることから、Ⅰ T点呼の実施は、1 営業日のうち届出した時間、最大連続 16 時間以内とする。ただし、営業所と当該営業所の車庫の間及び営業所の車庫と当該営業所の 他の車庫の間でⅠ T点呼を実施する場合にあってはこの限りとしない。

Ⅰ T点呼の運行管理及び整備管理関係

- (1) 営業所間（営業所と他の営業所の車庫の間及び営業所の車庫と他の営業所の車庫間を含む。以下同じ。）においてⅠ T点呼を実施した場合、規則第 7 条第 5 項の規定に基づき点呼等の内容を記載する帳票等（以下「点呼簿」という。）に記録する内容を、Ⅰ T点呼実施営業所及び被Ⅰ T点呼実施営業所の双方で記録し、保存すること。
- (2) 営業所間においてⅠ T点呼を実施した場合、Ⅰ T点呼実施営業所の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに（原則、翌営業日以内とする。）、その記録した内容を被Ⅰ T点呼実施営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた当該運行管理者等は、Ⅰ T点呼実施営業所の名称、Ⅰ T点呼実施者の名前及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。
- (3) 営業所間においてⅠ T点呼を実施する場合、被Ⅰ T点呼実施営業所の運行管理者等は、Ⅰ T点呼実施営業所において適切なⅠ T点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報をⅠ T点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。
- (4) 日常点検の結果に基づく運行の可否決定については、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成 15 年 3 月 18 日付け国自整第 216 号）により行うこと。

2. 2 地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にある同一事業者内の一の G マーク営業所に所属する運転者等が、「運行上やむを得ない場合」である、遠隔地で業務を開始又は終了するため、業務前点呼又は業務後点呼を運転者等が所属する営業所において対面で実施できない場合に、同一事業者内の他の G マーク営業所の運行管理者等によりⅠ T点呼機器による点呼（以下「遠隔地Ⅰ T点呼」という。）を以下に定めるところにより行う場合は、当該運転者等が所属する営業所の補助者との「電話その他の方法」による点呼に代えることができるものとし、以下に定めるところにより実施すること。

遠隔地Ⅰ T点呼の実施方法

- (1) 運行管理者等は、遠隔地Ⅰ T点呼を行う営業所（以下「遠隔地Ⅰ T点呼実施営業所」という。）又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理するⅠ T点呼機器を使用し遠隔地Ⅰ T点呼を行うこと。なお、遠隔地Ⅰ T点呼の際、運転者等の所属する営業所名及び運転者等の遠隔地Ⅰ T点呼実施場所を確認するものとする。
- (2) 運転者等は、業務を開始若しくは終了しようとする地点又は、第 3 項において規定する点呼（以下「中間点呼」という。）を受けようとする地点において、遠隔地Ⅰ T点呼を受ける運転者等が所属する営業所（以下「被遠隔地Ⅰ T点呼実施営業所」という。）で管理するⅠ T点呼機器を携行・使用し遠隔地Ⅰ T点呼を受けるものとする。ただし、同一事業者の他の G マーク営業所又は当該営業所の車庫において、業務を開始若しくは終了する場合又は、中間点呼を受けようとする場合において、当該営業所又は当該営業所の車庫に備えられたⅠ T点呼機器を用いて遠隔地Ⅰ T点呼を受ける場合はこの限りとしない。
- (3) 点呼は運転者等の所属する営業所の運行管理者等により行うことが原則であることから、遠隔地Ⅰ T点呼の実施は、1 営業日のうち届出した時間、最大連続 16 時間以内とする。ただし、Ⅰ T点呼を実施する場合にあっては、営業所間におけるⅠ T点呼の実施とあわせて 1 営業日のうち連続する 16 時間以内とする。

遠隔地ⅠＴ点呼の運行管理及び整備管理関係

- (1) 点呼簿に記録する内容を、双方の営業所で記録し、保存すること。
- (2) 遠隔地ⅠＴ点呼実施営業所の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに（原則、翌営業日以内とする。）、その記録した内容を被遠隔地ⅠＴ点呼実施営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた当該運行管理者等は、遠隔地ⅠＴ点呼実施営業所の名称、遠隔地ⅠＴ点呼実施者の名前及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。
- (3) 被遠隔地ⅠＴ点呼実施営業所の運行管理者等は、遠隔地ⅠＴ点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を遠隔地ⅠＴ点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。
- (4) 日常点検の結果に基づく運行の可否決定については、「道路運送車両法の 一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成 15 年 3 月 18 日付け国自整第 216 号）により行うこと。

（遠隔点呼）

第 19 条 管理者等は、運転者に対し遠隔点呼を実施する場合には、次の各号により行うものとする。

- (1) 運転者等が遠隔点呼等のみを受け、当該運転者等が属する営業所の運行管理者等から長期間対面点呼を受けない場合は、1 か月に 1 回以上、運行管理者等が当該運転者等と対面等で会話することで健康状態を把握するとともに、当該運転者等に対する指導及び監督を適切に行うことにより、安全運転の遵守等について指導すること。
- (2) 遠隔点呼実施時に運転者等の健康状態を確認する際、運転者等の顔の表情や話し方、当該運転者等からの自己申告の内容から総合的に健康状態が判断されるが、遠隔点呼実施時の運転者等の体温、血圧等の測定結果を平時の測定値と比較して判断をすること（推奨）。
- (3) 点呼告示第 5 条第 8 号の機能によって電磁的方法により記録され、遠隔点呼実施地点間で共有された事項について、遠隔点呼を受けた運転者等が属する営業所の運行管理者等は、当該遠隔点呼の実施後、速やかに（原則、翌営業日以内とする。）、上記共有事項について確認するよう指導すること。
- (4) 運転者等がアルコール検知器を使用する時に、全身やその周囲を随時、明瞭に確認する為に、天井監視カメラ、クラウド型ドライブレコーダー、ノートパソコンに内蔵されている Web カメラ、スマートフォン等で運行管理者等は確認すること。
- (5) 点呼告示第 7 条第 5 号の連絡及び同条第 6 号の体制の整備がなされるよう、遠隔点呼実施地点間の運行管理者等の間で連絡先を共有し、常時連絡できる体制を整えるよう指導すること。

2. 遠隔点呼を受けた運転者等ごとに、次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、遠隔点呼実施地点間で共有するとともに、その記録を 1 年間保存すること。

業務前の遠隔点呼に係る事項

- ① 遠隔点呼を行った者の氏名
- ② 遠隔点呼を受けた運転者等の氏名
- ③ 遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を認識できる記号、番号等
- ④ 遠隔点呼の日時
- ⑤ 点呼の方法
- ⑥ 運転者にあつては、遠隔点呼を受けた運転者のアルコール検知器による測定結果及び酒気帯びの有無
- ⑦ 運転者にあつては、点画点呼を受けた運転者のアルコール検知器使用時の静止画又は動画
- ⑧ 運転者にあつては、遠隔点呼を受けた運転者の疾病、疲労、睡眠不足その他理由により安全な運転をすることができないおそれの有無についての確認の結果
- ⑨ 道路運送車両法第 47 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による点検の結果
- ⑩ 特定自動運行保安員にあつては、特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認の結果

- ⑪ 運行管理者が運転者等に対し伝える指示事項
- ⑫ 運行管理者が、当該運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事することができないと判断した場合の理由及び代替措置の内容
- ⑬ 運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車内、待合所、宿泊施設、これらに類する場所において遠隔点呼を行う場合にあっては、運転者等が点呼を受けた場所
- ⑭ その他必要な事項

業務後の点画点呼に係る事項

- ① 遠隔点呼を行った者の氏名
- ② 遠隔点呼を受けた運転者等の氏名
- ③ 遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を認識できる記号、番号等
- ④ 遠隔点呼の日時
- ⑤ 点呼の方法
- ⑥ 遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況
- ⑦ 運転者にあっては、遠隔点呼を受けた運転者の疾病、疲労、睡眠不足その他理由により安全な運転をすることができないおそれの有無についての確認の結果
- ⑧ 運行管理者が運転者等に対し伝える指示事項
- ⑨ 運転者等が点呼を受けた場所
- ⑩ その他必要な事項

輸送安全規則第7条第3項の規定による業務途中の遠隔点呼に係る事項

- ① 遠隔点呼を行った者の氏名
- ② 遠隔点呼を受けた運転者等の氏名
- ③ 遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を認識できる記号、番号等
- ④ 遠隔点呼の日時
- ⑤ 点呼の方法
- ⑥ 運転者にあっては、遠隔点呼を受けた運転者のアルコール検知器による測定結果及び酒気帯びの有無
- ⑦ 運転者にあっては、点画点呼を受けた運転者のアルコール検知器使用時の静止画又は動画
- ⑧ 運転者にあっては、遠隔点呼を受けた運転者の疾病、疲労、睡眠不足その他理由により安全な運転をすることができないおそれの有無についての確認の結果
- ⑨ 運行管理者が運転者等に対し伝える指示事項
- ⑩ 運転者等が点呼を受けた場所
- ⑪ その他必要な事項

3. 遠隔点呼実施時の遵守事項について、事業者及び運行管理者等は、遠隔点呼を行うときは、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 遠隔点呼を行う運行管理者等は、地理情報及び道路交通情報等、事業用自動車の運行の業務を遂行するために必要な情報を有すること。
 - (2) 遠隔点呼を行う運行管理者等は、面識のない運転者に対し遠隔点呼を行う場合は、あらかじめ当該運転者等と対面又は映像と音声の送受信により通話をすることができる方法で面談する機会を設け、次に掲げる事項について確認を行うこと。
- ① 運転者等の表情
 - ② 運転者にあっては、健康状態
 - ③ 運転者にあっては、適性診断の受診結果
 - ④ その他遠隔点呼を実施するために必要な事項

- (3) 遠隔点呼を行う運行管理者等は、遠隔点呼を遺漏なく行うため、運行中の事業用自動車の位置の把握に努めること。
- (4) 遠隔点呼を行う運行管理者等は、遠隔点呼を受ける運転者等の携行品の保持状況又は返却状況を確認すること。
- (5) 遠隔点呼を行う運行管理者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事することができないと判断した場合、直ちに当該運転者等の属する営業所の運行管理者等に連絡すること。
- (6) 前号の場合にあっては、事業者は、遠隔点呼を行う運行管理者が事業用自動車の運行の業務に従事することができないと判断した運転者等の属する営業所において、代替措置を講じることができる体制を整えること。
- (7) 遠隔点呼機器の故障等により遠隔点呼を行うことが困難になった場合にあっては、遠隔点呼を受ける運転者等の属する営業所の運行管理者等による対面点呼その他の当該営業所で実施が認められている点呼を行うことができる体制を整えること。
- (8) 完全子会社や資本関係がある事業者、資本関係のない事業者等との間で遠隔点呼を行う場合は、必要に応じ、事業者及び完全子会社や資本関係がある事業者、資本関係のない事業者等の間において、遠隔点呼実施に必要な事項に係る契約を締結すること。
- (9) 事業者は、運行管理者等及び運転者等の認識に必要な生体認証符号等、運転者の体温及び血圧その他の個人情報の取扱いについて、あらかじめ対象者から同意を得ること。
- (10) 事業者は、遠隔点呼の実施に関し必要な事項について、あらかじめ運行管理者等、運転者等その他関係者に周知すること。
- (11) 遠隔点呼を行う運行管理者等は、運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車内、待合所、宿泊施設、これらに類する場所において遠隔点呼を行うときは、あらかじめ当該運転者等を選任している事業者が定めた場所で遠隔点呼を受けていることを、映像により確認すること。

(自動点呼)

第20条 管理者等は、運転者に対し自動点呼を実施する場合には、次の各号により行うものとする。

- (1) 運転者等が自動点呼等のみを受け、当該運転者等が属する営業所の運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者から長期間対面点呼を受けない場合は、1 か月に 1 回以上、運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が当該運転者等と 対面等で会話することで健康状態を把握するとともに、当該運転者等に対する指導及び監督を適切に行うことにより、安全運転の遵守等について指導すること。
- (2) 業務前自動点呼を行う前までに、運転者等の平時の体温及び血圧の値を 10 日分程度取得し、業務前自動点呼実施時における当該運転者等の平時の値を把握すること。なお、当該値については、貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3 条第 6 項に基づく健康状態の把握等により定期的に確認し、随時見直すこと（推奨）。
- (3) 運転者等がアルコール検知器を使用する時に、全身やその周囲を随時、明瞭に確認する為に、天井監視カメラ、クラウド型ドライブレコーダー、ノートパソコンに内蔵されている Web カメラ、スマートフォン等で運行管理者等は確認すること。

2. 自動点呼を受けた運転者等ごとに、電磁的方法により記録し、自動点呼実施地点間で共有するとともに、その記録を 1 年間保存すること。

業務前自動点呼

- ①業務前自動点呼に責任を負う運行管理者の氏名
- ②業務前自動点呼を受けた運転者等の氏名
- ③業務前自動点呼を受けた運転者等が従事しようとする運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
- ④業務前自動点呼の実施日時
- ⑤点呼の方法
- ⑥運転者にあっては、業務前自動点呼を受けた運転者のアルコール検知器による測定結果及び酒気帯びの有無

- ⑦運転者にあつては、業務前自動点呼を受けた運転者のアルコール検知器の使用に係る生体認証符号等による識別時及びアルコール検知器による測定時の、当該運転者の顔が明瞭に確認できる静止画又は動画
- ⑧運転者等が業務前自動点呼を受けている状況が明瞭に確認できる静止画又は動画
- ⑨運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車内、待合所、宿泊施設、これらに類する場所において業務前自動点呼を行う場合にあっては、運転者等が点呼を受けた場所
- ⑩運転者にあつては、業務前自動点呼を受けた運転者の体温及び血圧の測定値と運行管理者があらかじめ設定した運転者ごとの平時の値の差異
- ⑪運転者にあつては、業務前自動点呼を受けた運転者の疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運行をすることができない恐れの有無についての確認の結果
- ⑫運転者にあつては、道路運送車両法第47条の2第1項及び第2項の規定による点検の結果
- ⑬特定自動運行保安員にあつては、特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認の結果
- ⑭運行管理者が運転者等に対し伝える指示事項
- ⑮業務前自動点呼を中断し、再開した場合にあっては、当該中断に至った判断結果及び再開の判断を行った運行管理者の氏名
- ⑯運行管理者が当該運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事することができないと判断した場合の理由及び代替措置の内容
- ⑰その他必要な事項

業務後自動点呼

- ① 業務後自動点呼に責任を負う運行管理者の氏名
- ② 業務後自動点呼を受けた運転者等の氏名
- ③ 業務後自動点呼を受けた運転者等が従事しようとする運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
- ④ 業務後自動点呼の実施日時
- ⑤点呼の方法
- ⑥運転者にあつては、業務前自動点呼を受けた運転者のアルコール検知器による測定結果及び酒気帯びの有無
- ⑦運転者にあつては、業務前自動点呼を受けた運転者のアルコール検知器の使用に係る生体認証符号等による識別時及びアルコール検知器による測定時の、当該運転者の顔が明瞭に確認できる静止画又は動画
- ⑧運転者等が業務前自動点呼を受けている状況が明瞭に確認できる静止画又は動画
- ⑨運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車内、待合所、宿泊施設、これらに類する場所において業務前自動点呼を行う場合にあっては、運転者等が点呼を受けた場所
- ⑩ 運転者にあつては、業務前自動点呼を受けた運転者の体温及び血圧の測定値と運行管理者があらかじめ設定した運転者ごとの平時の値の差異
- ⑪ 運転者にあつては、業務前自動点呼を受けた運転者の疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運行をすることができない恐れの有無についての確認の結果
- ⑫ 運転者にあつては、道路運送車両法第47条の2第1項及び第2項の規定による点検の結果
- ⑬ 特定自動運行保安員にあつては、特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認の結果
- ⑭ 運行管理者が運転者等に対し伝える指示事項
- ⑮ 業務前自動点呼を中断し、再開した場合にあっては、当該中断に至った判断結果及び再開の判断を行った運行管理者の氏名
- ⑯ 運行管理者が当該運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事することができないと判断した場合の理由及び代替措置の内容
- ⑰ その他必要な事項

3. 自動点呼実施時の遵守事項について、事業者及び運行管理者等は、業務前自動点呼を行うときは、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 事業者は、業務前自動点呼の運用に関し必要な事項について、運行管理者等、運転者等その他の関係者に周知すること。
- (2) 事業者は、業務前自動点呼機器の使用方法、故障時の対応等について運行管理者等、運転者等その他の関係者に対し、適切に教育及び指導を行うこと。
- (3) 事業者は、運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車内、待合所、宿泊施設、これらに類する場所において業務前自動点呼を行う場合には、当該場所以外で業務前自動点呼が行われることを防止するため、業務前自動点呼機器が業務前自動点呼時実施場所から持ち出されないよう必要な措置を講じること。
- (4) 事業者は、業務前自動点呼機器を適切に使用、管理及び保守することにより、常に正常に作動する状態に保持すること。
- (5) 運行管理者等は運転者等ごとに、あらかじめ業務前自動点呼の実施予定を、業務前自動点呼機器に入力し、業務前自動点呼の実施結果を適宜確認し、点呼の未実施を防止すること。
- (6) 業務前自動点呼を実施する予定時刻から事業者があらかじめ定めた時間を経過しても業務前自動点呼が完了しない場合には、運行管理者等が適切な措置を講じることができる体制を整備すること。
- (7) 事業者は、運転者等が携行品を確実に携行したことを確認できる体制を整備すること。
- (8) 事業者は、運行管理者等及び運転者等の間で早急に報告する必要がある事項については、業務前自動点呼の実施にかかわらず、両者間で速やかに報告がなされるように指導すること。
- (9) 運転者が酒気を帯びていることが確認された場合は、運行管理者が当該運転者の状態を確認するための適切な措置を講じることができる体制を整備すること。
- (10) 運転者が安全な運転をすることができないおそれがあると業務前自動点呼機器によって判定された場合は、運行管理者が当該運転者の状態を確認するための適切な措置を講じることができる体制を整備すること。
- (11) 道路運送車両法第47条の2第1項及び第2項に規定による点検の結果に異常が認められた場合、運行管理者が適切な措置を講じることができる体制を整備すること。
- (12) 特定自動運行保安員に対して点呼を行うにあたっては、特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認の結果に異常が認められた場合に、運行管理者が適切な措置を講じることができる体制を整備すること。
- (13) 業務前自動点呼機器の故障等により、業務前自動点呼を行うことが困難になった場合に、業務前自動点呼を受ける運転者等の属する営業所の運行管理者等による対面点呼その他の実施が認められている点呼を行う体制を整えること。
- (14) 事業者は、運転者等の識別に必要な生体認証符号や健康状態に係る測定結果等の取扱いについて、あらかじめ、対象者の同意を得ること。
- (15) 業務前自動点呼を行う運行管理者等は、運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車内、待合所、宿泊施設、これらに類する場所において運転者等が業務前自動点呼を受ける場合にあっては、あらかじめ当該運転者等を選任している事業者が定めた場所で業務前自動点呼を受けていることを、当該業務前自動点呼の実施中又は終了後に静止画又は動画により確認すること。

4. 自動点呼実施時の遵守事項について、事業者及び運行管理者等は、業務後自動点呼を行うときは、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 事業者は、業務後自動点呼の運用に関し必要な事項について、運行管理者等、運転者等その他の関係者に周知すること。
- (2) 事業者は、業務後自動点呼機器の使用方法、故障時の対応等について運行管理者等、運転者等その他の関係者に対し適切に教育及び指導を行うこと。
- (3) 事業者は、運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車内、待合所、宿泊施設、これらに類する場所において業務後自動点呼を行う場合には、当該場所以外で業務後自動点呼が行われることを防止するため、業務後自動点呼機器が業務後自動点呼実施場所から持ち出されないような措置を講じること。

- (4) 事業者は業務後自動点呼機器を適切に使用、管理及び保守することにより、常に正常に作動する状態に保持すること。
- (5) 運行管理者等は運転者等ごとに、あらかじめ業務後自動点呼の実施予定を、業務後自動点呼機器に入力し、業務後自動点呼の実施結果を適宜確認し、点呼の未実施を防止すること。
- (6) 事業者は、運行管理者等及び運転者等の間で早急に報告する必要がある事項については、業務後自動点呼の実施にかかわらず、両者間で速やかに報告がなされるよう、指導すること。
- (7) 運転者が酒気を帯びていることが確認された場合には、運行管理者が当該運転者の状態を確認するための適切な措置を講ずることができる体制を整備すること。
- (8) 業務後自動点呼機器の故障等により業務後自動点呼を行うことが困難となった場合に、業務後自動点呼を受ける運転者等の属する営業所の運行管理者等による対面点呼その他実施が認められている点呼を行う体制を整えること。
- (9) 事業者は、運転者等の識別に必要な生体認証符号等の取扱いについて、あらかじめ対象者の同意を得ること。

(アルコール検知器の常時有効な保持)

第21条 管理者等は、アルコール検知器を常時有効に保持（正常に作動し、故障がない状態）するため取扱説明書等に基づき使用、管理・保守するとともに、次により定期的に故障の有無を確認し、故障していないものを使用しなければならない。

(1) 毎日確認すべき事項

- ① アルコール検知器に電源が確実に入ること
- ② アルコール検知器に損傷がないこと

(2) 定期的(毎日または一週間に一回以上)に確認すべき事項

- ① 確実に酒気を帯びていない者が当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと
- ② 洗口液、液体歯磨き等アルコールを含有する液体またはこれを希釈したものを、スプレー等により口内に噴霧したうえで、当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること

(点呼記録の保存)

第22条 点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容を記録し、かつ、その記録を1年間保存すること。また、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容の記録・保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」（平成10年3月31日付け自環第72号）によらず、書面又は電磁的方法により、記録・保存すること。

(運行指示書による指示および保存)

第23条 管理者は、第17条第1項に該当する業務を行う運転者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、運行の安全確保上必要な事項について適切なる指示を行い、(正)を運転者に携行させ、(写し)を営業所の控えとし2部とも1年間保存しなければならない。

- ① 運行の開始および終了の地点および日時
- ② 乗務員の氏名
- ③ 運行の経路ならびに主な経過地における発車および到着の日時
- ④ 運行に際して注意を要する箇所の位置
- ⑤ 乗務員の休憩地点および休憩時間(休憩がある場合に限る)
- ⑥ 乗務員の運転または業務の交替の地点(交替がある場合に限る)
- ⑦ その他運行の安全を確保するために必要な事項

2. 管理者は、運行の途中において上記第1号および第3号に掲げる事項に変更が生じた場合には、運行指示書の営業所(控)に当該変更内容を記載し、運転者に対し電話等により変更内容の適切な指示を行い、運転者が携行している運行指示書に変更内容を記載させなければならない。
3. 管理者は、運行途中において第17条第1項に該当する乗務を行わせることとなった場合には、当該運行以後の運行についての運行指示書を作成し、運転者に対し電話等により適切な指示を行わなければならない。

(過労運転防止の措置)

第24条 管理者は、常に乗務員の健康状態、作業状態を把握し、過労にならないようにするため、就業規則等で定められた勤務時間及び乗務時間の範囲内において運転者の乗務割を作成し、これに基づき車両に乗務させるものとする。

なお、乗務員の勤務時間及び乗務時間は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分確保されるものであり、国土交通大臣が告示で定める基準（平成13.8.20付け告示第1365号）に適合するものでなければならないものとする。

2. 管理者は、乗務員の休憩、睡眠に必要な休養施設を管理し、衛生、環境に留意する等、常に清潔に保っておくものとする。
3. 管理者は、健康状態の把握に努め、疾病、疲労、飲酒、酒気帯び、覚せい剤の服用、異常な感情の高ぶり及び睡眠不足等により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を車両に乗務させてはならないものとする。
4. 管理者は、長距離輸送、夜間運行等のため交替する運転者の乗務に係る道路及び運行の状況について通告し、配置を指定したときは、運転者に対して運転を交替する場所又は時間を具体的に指示するものとする。なお、交替運転者の配置は別に定めるものとする。
5. 管理者は、乗務員に対して会社の定める運行途中の休憩、睡眠等の場所及びそれぞれの時間を指示するものとする。
6. 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業者の管理者は、起点から終点までの距離が100キロメートルを超える運行系統ごとに、あらかじめ調査を行い、過労防止を勘案して次の各号に掲げる事項を内容とした乗務に関する基準（以下「乗務基準」という。）を定め、かつ、乗務基準の遵守について業務員に対する適切な指導監督をするものとする。
 - (1) 主な地点間の運転時間及び平均速度
 - (2) 休憩又は睡眠をする地点及び時間
 - (3) 交替運転者を配置したときはその交替する地点及び時間
7. 運転者が「一の運行」における最初の勤務を開始して最後の勤務を終了するまでの時間（ただし、フェリーに乗船した場合の休息期間を除く。）は144時間を超えないこと。

(休憩施設等)

第25条 管理者は、業務員が休憩または睡眠のために利用することができる施設を適切に管理しなければならない。

(業務等の記録)

第26条 管理者は、業務前点呼の際に乗務する運転者に対し乗務の記録用紙を交付し、次の各号に掲げる事項を記録させ、業務後点呼の際にこれを提出させるものとする。

- ① 運転者の氏名
- ② 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号または識別できる記号等（社内呼び記号）
- ③ 乗務の開始および終了の地点ならびにそれらの日時、主な経過地点および乗務した距離
- ④ 運転を交替した場合は、その地点および日時
- ⑤ 休憩または睡眠した場合は、その地点および日時

- ⑥ 車両総重量が8トン以上または最大積載量が5トン以上の車両に乗務した場合は、次の内容
 - イ 貨物の重量または個数および貨物の積付け状況等
 - ⑦ 荷主の都合により集貨または配達を行った地点（以下「集貨地点等」という。）で待機した場合にあっては、次に掲げる次項
 - a 集貨地点等
 - b 集貨地点等への到着の日時を荷主から指定された場合にあっては、当該日時
 - c 集貨地点等に到着した日時
 - d 集貨地点等における積み込みまたは取卸し（以下「荷役作業」という。）の開始及び終了の日時
 - e 集貨地点等で、貨物の荷造り、仕分けその他の貨物自動車運送事業に附帯する業務（以下「附帯業務」という。）を実施した場合にあっては、附帯業務の開始及び終了の日時
 - f 集貨地点等から出発した日時
 - ハ 集貨地点等で、荷役作業又は附帯作業（以下「荷役作業等」という。）を実施した場合（荷主との契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合にあっては、当該荷役作業等に要した時間が1時間以上である場合に限る。）にあっては、次に掲げる事項（ロに該当する場合にあっては、a及びbに掲げる事項を除く。）
 - a 集貨地点等
 - b 荷役作業等の開始及び終了の日時
 - c 荷役作業等の内容
 - d a から c までに掲げる事項について荷主の確認が得られた場合にあっては、荷主が確認したことを示す事項、当該確認が得られなかった場合にあっては、その旨
 - ⑧ 道路交通法第72条第1項に規定する交通事故もしくは自動車事故報告規則第2条に規定する事故、または著しい運行の遅延、その他の異常な状態が発生した場合にあっては、その概要および原因
 - ⑨ 運行途中において運行計画が変更となり、新たに安全規則第17条に該当する乗務となった場合は、管理者が新たに作成した運行指示書による指示内容
 - ⑩ その他記録するよう指示された事項
2. 管理者は、前項の記録（以下「業務記録」という。）の内容を検討し、過労および過積載防止等、業務の適正化の資料として活用するとともに必要により運転者に対する確たる指導を行うものとする。
3. 業務記録は、記録の日から1年間保存しておかなければならない。

（運行記録計による記録）

- 第27条 次の車両には、道路運送車両の保安基準第48条の2第2項各号に掲げる基準に適合する運行記録計を備え付け、この運行記録計により運行状況を記録しなければならない。
- (1) 車両総重量が7トン以上または最大積載量が4トン以上の普通自動車
 - (2) 前号の車両に該当する、被けん引自動車をけん引する、けん引自動車
2. 管理者は、運行記録計を備え付けた車両に運転者が乗務した場合は、業務前点呼の際に前条の業務記録の用紙の他に運行記録計の記録用紙（以下「記録用紙」という。）を交付し、業務後点呼の際に次の各号に掲げる事項を記載させて提出させるものとする。
- (1) 運転者の氏名
 - (2) 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号または識別できる記号等（社内呼び記号）
 - (3) 乗務の開始と終了の地点および日時と主な経過地点ならびに乗務した距離
 - (4) その他必要事項

3. 管理者は、業務前に行う日常点検により運行記録計の機能が正常であることを確認するものとする。なお、異常がある場合は、修復後でなければ運行させてはならない。
4. 管理者は、第1項の記録内容により運行状況を把握し、必要により運転者に対する的確な指導を行わなければならない。
5. 運行記録計および記録用紙の取扱いの詳細については別に定める。
6. 記録用紙は、記録の日から1年間保存しておかななければならない。

（事故発生時の措置についての乗務員の指導教育）

第28条 管理者は、乗務員に対し車両の運行中、万一事故が発生した場合に措置すべき次の事項について、周知徹底しておくものとする。

- (1) 死傷者のあるときは、速やかに応急手当その他必要な措置を講ずること。
- (2) 事故の拡大防止の措置を講ずること。
- (3) 警察官に報告し指示を受けること。
- (4) 管理者に緊急連絡し指示を受けること。
- (5) 前各号の措置に関する具体的な事項は別に定める。

（事故発生時の措置）

第29条 管理者は、運転者その他の者から事故が発生した旨の連絡を受けたときは、次の各号により措置するものとする。

- (1) 直ちに事故の続発の防止、負傷者の救急等、所要の措置を講ずるよう指示すること。
 - (2) 軽微な事故を除き、現場に急行するなどして発生状況および原因等を調査すること。
 - (3) 出来る限り目撃者、相手方の意見を聴取すること。
 - (4) 貨物の運送の継続または返送の措置をするとともに、代替輸送が必要なときは、必要な措置を講ずること。
 - (5) 貨物の保全を期すること。
 - (6) 重大な事故のときは、担当役員に直ちに報告し、その措置について指示を受けること。
 - (7) 関係者と折衝し、以後の措置について打ち合わせること。
2. 前項各号の措置を速やかに講ずるために、事故発生場所に最も近い営業所に応援を求めることができるものとする。この場合、応援を求められた営業所は、これに協力するものとする。

（事故報告資料の整備等）

第30条 管理者は、事故防止対策を講ずるために、次の各号に掲げる事項を処理するものとする。

- (1) 事故（軽微な事故を含む）については、その内容、原因等を記録しておくとともにカラー写真等の資料を整備しておくこと。
- (2) 次に掲げる事故にあっては、自動車事故報告規則に基づく自動車事故報告書を4通（（控）含む）作成し、事故が発生した日から30日以内に当該車両の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長を経由して国土交通大臣に3通提出すること。なお、事故の発生当時に規則に該当しない事故であっても、当該事故が原因となって規則に該当することとなった場合には、その時点において遅滞なく報告書を提出すること。
 - ① 転 覆
（車両が道路上において、路面と35度以上傾斜したとき）
 - ② 転 落
（車両が道路外に転落した場合で、その落差が0.5m以上のとき）
 - ③ 火 災
（車両または積載物に火災が生じたとき）
 - ④ 踏 切
（車両が踏切において鉄道車両（軌道車両を含む）と衝突または接触したとき）
 - ⑤ 多 重
（10台以上の自動車の衝突または接触を生じたもの）

- ⑥ 死 亡
(車両が関係する事故で事故発生後 24 時間以内に死亡したとき)
 - ⑦ 重 傷
(車両が関係する事故で自動車損害賠償保障法施行令に掲げる傷害を受けた者があるとき)
 - ⑧ 10 名以上の負傷者を生じたとき
 - ⑨ 車両故障
(自動車の装置「道路運送車両法第 4 1 条各号に掲げる装置」の故障により、自動車が運行できなくなったもので次に掲げるもの)
ア. 装置の不具合により自動車の運行を中止したものであって、運行を再開することができなかったもの
イ. 装置の不具合により自動車の運行を中止したものであって、乗務員以外の者の修理等により運行を再開したもの
ウ. 車輪の脱落・被けん引自動車の分離、その他の交通の危険のおそれを生じたもの
 - ⑩ 危険物等
(危険物等運搬車両が積載物質を飛散または漏えいさせたとき)
イ 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 2 条第 7 項に規定する危険物
ロ 火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号)第 2 条第 1 項に規定する火薬類
ハ 高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)第 2 条に規定する高圧ガス
ニ 原子力基本法(昭和 30 年法律第 186 号)第 3 条第 2 号に規定する核燃料物質およびそれによって汚染された物
ホ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和 32 年法律第 167 号)第 2 条第 2 項に規定する放射性同位元素およびそれによって汚染された物
ヘ シアン化ナトリウムまたは毒物および劇物取締法施行令(昭和 30 年政令第 261 号)別表第 2 に掲げる毒物または劇物
ト 道路運送車両の保安基準(昭和 26 年運輸省令第 67 号)第 47 条第 1 項第 3 号に規定する可燃物
 - ⑪ 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
 - ⑫ 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転または麻薬等運転を伴う事故
 - ⑬ 健康起因
イ 乗務中に運転者が疾病により、運転を継続することができなくなったとき
ロ 脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故が発生したとき
 - ⑭ 救護義務違反があったもの
 - ⑮ 鉄道施設を損傷し、3 時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの
 - ⑯ 高速自動車国道または自動車専用道路を、3 時間以上通行止めにしたもの
 - ⑰ 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの。
- (3) 次に掲げる事故の場合、事故発生から 24 時間以内においてできる限り速やかに当該車両の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長に事故の概要を速報すること。
- ① 前号⑥に該当する事故で 2 名以上の死者を生じたとき
 - ② 前号⑦に該当する事故で 5 人以上の重傷者を生じたとき
 - ③ 前号⑧に該当する事故
 - ④ 自動車に積載された前号⑩に該当する事故(前号①・前号②・前号③または鉄道車両(軌道車両を含む)、自動車その他の物件と衝突し、もしくは接触したことにより生じたものに限る。)
 - ⑤ 前号⑫に該当する事故
 - ⑥ 自然災害に起因する可能性のある事故
 - ⑦ その他事故に関し報道機関による報道があったとき、または取材・問い合わせがあったとき
 - ⑧ 放射性輸送物の自動車輸送時における事故(紛失・盗難)
※国土交通省宛に直接速報すること。

- (4) 道路、交通、事故等に関する情報（ラジオ、テレビによる情報、事故統計、事故警報その他）を整理し、速やかに事故防止対策を樹立して、これにより運行の安全確保を図るよう運転者を指導監督すること。

（事故の記録）

第31条 管理者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、第一当事者または第二当事者に関係なく、当該事故発生後30日以内に次の各号に掲げる事項を記録し、その記録を当該車両の運行を管理する営業所において3年間保存しなければならない。

- ① 乗務員の氏名
- ② 事業用自動車の自動車登録番号または識別できる記号等
- ③ 事故の発生日時
- ④ 事故の発生場所
- ⑤ 事故の当事者（乗務員を除く。）の氏名
- ⑥ 事故の概要（損害の程度を含む。）
- ⑦ 事故の原因
- ⑧ 再発防止対策

（非常信号用具等）

第32条 管理者は、非常信号用具、消火器等（以下「備付品」という。）について次の各号により乗務員を指導監督するものとする。

- (1) 備付品の備付を確認すること。
- (2) 備付品の使用取扱方法を指導すること。
- (3) 備付品の性能検査を定期的に行わせ、性能を確保させること。
- (4) 消火器にあっては積載物品の性状等を考慮して、その性状等に対応できるものを備付けること。

（危険物等の輸送上の措置）

第33条 管理者は、輸送貨物が危険物・有害物、放射性物質等である場合には、関係法令等によるほか、次の各号により危険防止の措置を講ずるものとする。

- (1) 業務員の割当は、当該輸送物品に係る取り扱い資格のある者が行うものとし、出発前に経路、積載量、積載物品の種類、積載方法および運行速度等安全運行に必要な事項についての注意を与え、当該積載物の取扱い方法等を記載した書類がある場合にはこれを携行させること。
- (2) 配車に当たっては整備管理者と連絡をとり、車両構造が道路運送車両の保安基準等の規定に適合しているか否か確認するほか、輸送上の事故防護設備を完備させること。

（異常気象時等の措置）

第34条 管理者は、異常気象時等においては、次の各号に掲げる事項に留意するとともに、万全の措置を講ずるものとする。

- (1) 安全運行の確保に支障が生ずる恐れのある場合に対処するため、措置要領を定め業務員に対し周知徹底すること。
- (2) 常に気象状況に留意し、状況により運行の継続、待機、中止等の措置を講ずること。
- (3) 運行中の車両と緊急連絡のできる体制を整備すること。
- (4) 雪道を走行するおそれがある場合においては、日常点検の際に整備管理者等によって冬用タイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないこと等が確認されていること等、滑り止めの措置が講じられていることの確認をすること。

（異常気象時の措置要領）

第35条 ラジオ、テレビ等の情報に常に注意し、運行の安全が確保できないと思われる場合、またはその恐れがある場合は運行の中止、待避等の措置を講ずるものとする。

（異常気象対策）

第36条 気象状況、道路状況を迅速、確実に把握できるよう気象台、警察、消防機関等の連絡体制を確立しておくものとする。

2. 降雨、降雪、凍結時等の具体的対策を定め、運転者・管理者相互の連絡方法を確立して運転者に徹底しておくものとする。

（研 修）

第37条 管理者は、その職務の遂行上に必要な知識及び実務について、国土交通大臣が認定した講習を受けなければならない。

2. 管理者等は、日常の職務に必要な次の各号に掲げる事項の知識、技能の修得に努めなければならない。
 - (1) 車両の運転に関すること。
 - (2) 車両の構造・装置および取扱い等に関すること。
 - (3) 貨物の積載および固縛方法等に関すること。
 - (4) 積載物品の性状、特に危険・有害物の物理的、化学的性状および取扱い等に関すること。
 - (5) 運転者の健康管理に関すること。
 - (6) 事故の場合の応急救助、二次事故の防止措置に関すること。
 - (7) 道路構造および簡単な地質、地盤の強度に関すること。
 - (8) 運行計画作成の知識、技能に関すること。
 - (9) 気象情報に関すること。
 - (10) 備付品の取扱いに関すること。
 - (11) 運転者の運転適性診断に関すること。
 - (12) 道路交通関係法規に関すること。
 - (13) 自動車損害賠償責任保険に関すること。
 - (14) その他必要な知識。（関係法令等）

（保安基準緩和車両等の運行）

第38条 管理者は、保安基準緩和認定車両および制限外積載許可車両の運行については、次の各号に掲げる事項についても措置を行い、安全運行の確保に万全を期すものとする。

- (1) 運行に際しては、必要に応じて関係官庁の許可を受けるとともに、運行に際して条件が付されている場合は、これを遵守するよう乗務員に指示すること。
- (2) 前号の許可を受けた場合の運行経路、運行時間、速度制限等を指示すること。
- (3) 運行経路にあるトンネル、橋、ガード等の構造および重量、高さの限界等を事前に調査し、安全運行に関する措置を講ずるとともにこれを指示すること。

附 則

（実施の期日）

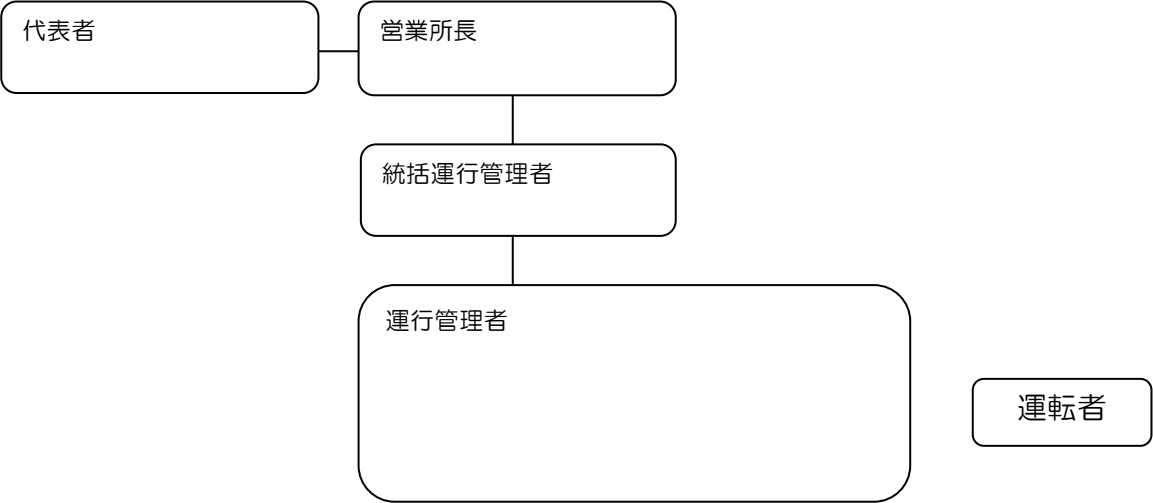
1. 本規程は、令和 年 月 日から実施する。

別 表 運行管理者の選任者数（第3条関係）

事業用自動車の両数（被けん引車は除く）	運 行 管 理 者 数
29両まで（運行車＋運行車以外）	1 人
30両～ 59両（運行車＋運行車以外）	2 人
60両～ 89両（ // ）	3 人
90両～119両（ // ）	4 人
120両～149両（ // ）	5 人
150両～179両（ // ）	6 人
180両～209両（ // ）	7 人
210両～239両（ // ）	8 人

以下、車両数が30両増すごとに、運行管理者1名を加算する。
（注）運行車とは、特別積合せ貨物運送に係る運行系統に配置する事業用自動車をいう。

（別添） 運行管理の組織図（第3条関係）



Ⅰ T点呼・遠隔点呼・自動点呼の運用に関し必要な事項

点呼実施地点間の運行管理者等の連絡先